

国土利用計画法に係る土地売買等届出

●一定面積以上の大規模な土地取引には国土利用計画法に基づく届出が必要です。

取引の形態

- 売買 ○交換 ○営業譲渡 ○譲渡担保 ○代物弁済 ○共有持分の譲渡
- 地上権・賃借権の設定・譲渡 ○予約完結権・買戻権等の譲渡

取引の規模（面積用件）

- 市街化区域 2,000 m²以上 ※市街化区域 5,000 m²以上は、取引前に公拡法届出が必要
- 市街化調整区域 5,000 m²以上

届出の手続

- 届出者 土地の権利取得者
- 届出期限 契約締結日から2週間以内（契約締結日を含む）
- 提出書類 2部

添付 順序	図書等の名称	縮尺等	明示すべき事項等
1	土地売買等届出書	所定書式	押印
2	契約書の写し又はこれに代わるその他の書類		代物弁済等で売買契約書がない場合、これに代わる覚書等の土地（工作物）の対価及び土地（工作物）の所在が確認できる書類
3	位置図	1/50000 程度	土地の位置を明らかにした地形図（届出地を赤色で記入）
4	住宅地図	1/2500 程度	土地及びその付近の状況を明らかにした図面（届出地を赤色で囲む）
5	公図写		土地の形状を明らかにした図面（届出地を赤色で囲む）
6	委任状		通知の受領等を委任する場合（届出書に押印した印鑑と同じものを押印）

担 当：沼津市 都市計画部 まちづくり指導課
電 話：055-934-4761（直通）